



平成19年7月27日

各 位

会 社 名 サイバーステップ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 類  
(コード番号 3810 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営管理室長 山口正夫  
(TEL. 03 - 5465 - 1500 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成19年7月27日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成19年8月24日開催予定の当社第7期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1)当社は資本金5億円未満の会社のため監査役会の設置義務はありませんが、監査の体制強化を目的として、監査役会を設置するものであります。なお、監査役1名選任の議案が承認可決されることを前提としてあります。
- (2)将来の資本政策に対して、適時適切な対応を可能とするため、発行可能株式総数を現行の55,200株から84,000株に変更するものであります。また、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)導入承認の議案が承認可決された場合の、買収防衛策に係る新株予約権の発行等による対抗措置の実効性を確保する目的も兼ねてあります。
- (3)当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の導入につきまして、株主の皆様の意思を反映させるため、株主総会決議事項とし、その根拠規定として新たに(株主総会決議事項)を新設するものであります。
- (4)監査役会設置に伴い、(監査役会の招集通知)を新設するものであります。
- (5)監査役会設置に伴い、(監査役会規程)を新設するものであります。
- (6)条文新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年8月24日
定款変更の効力発生日	平成19年8月24日

以 上

## 別紙

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 } &lt;条文省略&gt;</p> <p>第3条</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当会社は、<u>取締役会、監査役及び会計監査人</u>を置く。</p>	<p>第1条 } &lt;現行のとおり&gt;</p> <p>第3条</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当会社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>55,200</u>株とする。</p>	<p>第5条 &lt;現行のとおり&gt;</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>84,000</u>株とする。</p>
<p>第7条 } &lt;条文省略&gt;</p> <p>第15条</p> <p>(新 設)</p>	<p>第7条 } &lt;現行のとおり&gt;</p> <p>第15条</p> <p>(株主総会決議事項)</p> <p>第16条 <u>株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社株式等の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。</u></p>
	<p>2. 前項における当会社株式等の大量取得行為に関する対応策とは、当会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当会社株式等の大量取得行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど当会社株式等の大量取得行為に関する対応策の具体的な内容を決定することをいう。</p>
<p>第16条 } &lt;条文省略&gt;</p> <p>第23条</p>	<p>第17条 } &lt;現行のとおり&gt;</p> <p>第24条</p>
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
(新 設)	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役会全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p>
(新 設)	<p>第26条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>第24条 } &lt;条文省略&gt;</p> <p>第28条</p>	<p>第27条 } &lt;現行のとおり&gt;</p> <p>第31条</p>

以上